

マージン率等に係る情報提供

株式会社イメージア

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象：令和1年度(令和1年10月1日～令和2年9月30日))

記

- | | |
|---|---|
| 1 派遣労働者の数 | <u>20人</u> |
| 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 | <u>20事業所</u> |
| 3 労働者派遣に関する料金の平均額 | <u>10,811円</u>
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算)) |
| 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 | <u>10,644円</u>
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)) |
| 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 | <u>1.54%</u> |
| 6 労使協定締結について | 無し(派遣先均等・均衡方式) |
| 7 キャリアコンサルティング相談窓口 | 本社・労働者派遣事業担当 Tel.045-984-8181 |
| 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 | |
- 弊社が労働者派遣事業を行っていくにあたり、下記の項目に重きを置いています。
- ①働き方の選択肢を増やすこと、雇用機会の確保。
 - ②美容業界の課題である社会保険の加入をクリアしつつ、若い労働力を積極的に採用すること。
 - ③美容師としての段階的なキャリアアップの推進。
- 例)アシスタント(美容師補助) → スタイリスト(技術者) → 個人事業主(独立開業美容師)

以上